

宝塚まどか園居宅介護支援事業所 重要事項(揭示用)

1. 運営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 正久福祉会
(2) 法人所在地 兵庫県宍粟市一宮町福知571番地
(3) 代表者氏名 理事長 上田 芳史
(4) 設立年月日 昭和62年3月30日
(5) 開設年月日 平成29年3月1日
(5) 事業者指定 兵庫県指定第2871102428号 指定年月日 令和5年3月1日
(6) 施設名称 宝塚まどか園居宅介護支援事業所
(7) 施設所在地 兵庫県宝塚市美座2丁目22番2号
(8) 電話番号及びFAX番号 TEL:(0797)83-1175 FAX:(0797)83-1176
(9) 管理者氏名 安原 文子
(10) 通常の事業の実施地域 宝塚市全域
(11) 営業日及び営業時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後6時(12月30日～1月3日は除く)

2. 併設事業

事業の種類	兵庫県知事の事業者指定	指定年月日	利用定員
介護老人福祉施設	第2871101271号	令和4年9月1日	100名
短期入所生活介護(予防)	第2871101230号	令和4年9月1日	18名

3. 当事業の運営方針

①ご契約者が要介護状態等となられた場合、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した生活が出来るよう配慮し、ご契約者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、ご契約者及びそのご家族の選択に基づき適切な介護保険サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して援助・調整を行います。

②ご契約者の意志及び人格を尊重し、常に、ご利用者の立場に立ち、ご契約者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏する事なく、公正中立に行います。

③事業の実施に当たっては、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設等との連携を図り総合的なサービスの提供に努めます。

④上記の他、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(厚生省令第38号、平成11年3月31日)」第13条の具体的取り扱い方針を遵守します。

4. 職員の配置状況

〈主な職員の配置状況〉

職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	配置人員	指定基準
1. 管理者	1名	1名
2. 介護支援専門員(ケアマネージャー)	1名以上	1名

5. サービスの利用料金

* 居宅介護支援費

居宅サービス計画(ケアプラン)作成費	要介護1・2	要介護3・4・5
基準となる利用料	12,000 円	15,591 円
ご負担額	0 円	0 円

* その他の加算

- ・初回加算 ・退院退所加算
- ・入院時情報連携加算(Ⅰ・Ⅱ) ・特定事業所加算Ⅲ
- ・体制にあわせて特定事業所加算Ⅰ、特定事業所加算Ⅱとなる場合があります

※加算につきましては、お問い合わせ下さい。(ご契約者のご負担は、ありません。)

6. 介護保険給付対象外サービス

ご利用サービス	利用料金
○複写物の交付	1枚の複写につき10円(カラーは40円)
○交通費(宝塚市内は無料)	宝塚市を出た地点より、ご自宅までの往復走行距離において、1キロメートル毎に20円を別途頂きます。但し、管理者が、利用者等の状況により、交通費の減額、免除が必要と判断した場合は、交通費を減額又は免除することがあります。

7. 苦情解決窓口の設置

苦情受付時間	毎週月曜日～金曜日 9:00～18:00	連絡先	0797-83-1175
苦情受付担当者	管理者:安原 文子		
苦情解決責任者	室長:岡崎 重樹		
第三者委員会	藤田 和也(弁護士) 在賀 孝介(監事) 松本 真明(地域代表)		
苦情解決の方法	苦情は、面接・電話・書面などにより苦情受付担当者が随時受付します。また、第三者委員にも直接申し出ることが出来ます。		

8. その他苦情受付機関(行政関係機関)

関係機関名	所在地	電話番号	受付時間
兵庫県国民健康保険 団体連合会	神戸市中央区三宮町1-9-1- 1801	(078)332-5617	9時～17時15分
宝塚市介護保険課	宝塚市東洋町1番1号	(0797)77-2136	9時～17時

9. その他

事業計画・事業報告・財務内容等については、掲示していますので、ご自由に閲覧できます。